

第5章 経営形態の見直し

当院は、富士市、静岡市及び富士宮市を構成団体とする一部事務組合立の病院であり、併設事業として介護老人保健施設も運営しています。

現在、当院は地方公営企業法の財務規定のみを適用する一部適用により病院事業を運営しています。

経営形態の見直しに関し、考えられる選択肢として、

- ① 地方公営企業法の全部適用
- ② 地方独立行政法人化
- ③ 指定管理者制度の導入
- ④ 民間譲渡

等があります。

現状において、病院事業を運営するに当たっては、構成市の担当所属等と十分協議を行っており、構成団体間の意見集約や意思決定の迅速性・的確性の確保を図っています。

このため、本計画期間中も、当該形態を維持しながら経営改善に努めていきます。

なお、医療を取り巻く環境の変化に対応するため近隣病院の動向を注視しながら、経営形態のあり方について引き続き検討します。